

栃木県地域年金事業運営調整会議設置要綱

（目的）

第1条 地域に根ざした公的年金制度の啓発・普及を目的とした「地域における年金運営の展開に関する事業」（以下「地域年金展開事業」という。）を効果的に推進し、地域・教育・企業の中で公的年金制度に対する理解をより深め、国民一人ひとりのご理解を得ることにより、世代・年齢、地域・職域を越えた社会連帯を図るとともに、支援のネットワークを構築するため、栃木県地域年金事業運営調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 調整会議は次の事項を所管する。

- （1）各年金事務所が実施する地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関する情報共有
- （2）各年金事務所が実施する地域年金展開事業に対する意見・助言
- （3）その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項

（委員の構成）

第3条 調整会議の構成員（以下「委員」という。）は別添のとおりとし、栃木県代表年金事務所長（以下、「代表年金事務所長」という。）が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とし、翌年度の3月31日とする。ただし再任を妨げない。
- 3 欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第4条 調整会議に委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 調整会議は、委員長が参集を求めて開催し、委員長がその議長となる。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

（委員の調整会議出席謝金及び旅費）

第6条 委員の調整会議出席謝金及び旅費については、日本年金機構の支払基準に基づき支給する。

（事務局）

第7条 調整会議の庶務を処理するため、事務局を宇都宮西年金事務所総務調整課に置く。

（その他）

第8条 調整会議は、原則として公開により開催することとする。ただし、特定の個人情報を取り扱う場合や、公開により率直な意見交換が困難となる場合など、特に非公

- 開とする旨の申し合わせを行った場合には、非公開とすることができるものとする。
- 2 その他調整会議の運営に関し必要な事項は、代表年金事務所長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成25年1月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定に関わらず、代表年金事務所長が参集を求めて開催する。

改正経過

平成25年8月6日 別添を改正

栃木県地域年金事業運営調整会議委員

栃木県代表年金事務所長は、関係機関（団体）に対して委員の推薦を依頼するなど、適任と認められる者を選定のうえ委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 栃木県教育委員会が推薦する者
- (3) 栃木県市長会、栃木県町村会が推薦する者
- (4) 一般社団法人栃木県商工会議所連合会が推薦する者
- (5) 栃木県社会保険労務士会が推薦する者
- (6) 全国健康保険協会栃木支部が推薦する者
- (7) 一般財団法人栃木県社会保険協会が推薦する者
- (8) 栃木県国民年金基金が推薦する者
- (9) 栃木県社会保険委員会連合会が推薦する者
- (10) 栃木県年金受給者協会が推薦する者
- (11) 厚生労働省関東信越厚生局が推薦する者
- (12) 栃木労働局が推薦する者
- (13) その他代表年金事務所長が適当と認める者